

令和 6 年度 第 1 回 国民健康保険運営協議会 議事録

開催日：令和 6 年 7 月 30 日(火) 午後 7 時 30 分～午後 9 時 00 分

会 場：市役所別館 3 階 302 会議室

出席者：谷本直人（加賀市社会福祉協議会代表）、橋本眞（加賀市医師会代表）、加藤文彦（加賀市医師会代表）、田畑繁（加賀歯科医師会代表）、小林由明（加賀市薬剤師会代表）、河嶋和江（加賀市民生委員児童委員協議会代表）、西野昇（加賀市公民館連合会代表）、須谷純（加賀市健康づくり推進協議会代表）、駒谷美貴（加賀市各種団体女性連絡協議会代表）、桶谷誠（加賀市農業関係代表）＜順不同、敬称略＞

事務局：北口市民健康部長、奥野健康課長、西野企画官、土山リーダー、宮西主査、関浦保健師、吉田保険年金課長、山下企画官、坂野主事、笹木主事

傍聴者：0 名

欠席者：沼田直子（南加賀保健福祉センター代表）、小川恵子（加賀商工会議所代表）＜順不同、敬称略＞

発信者	内容等
司 会	ただいまより、令和 6 年度第 1 回加賀市国民健康保険運営協議会を開催します。本日は大変お忙しい中、加賀市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 また、皆さまにおかれましては、今回、委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。委嘱状につきましては、本日ご欠席の方もいらっしゃるしますので、後日御郵送させていただきます。御了承ください。 なお資料ですが、事前に配付しております A4 横の資料、皆さんお持ちでしょうか。それと合わせて、青色の「かがし健康応援プラン 21（第 3 次）」と書いてある資料をお配りしています。昨年度、加賀市国民健康保険の被保険者の健康増進と医療費適正化及び財政基盤強化を図るため、第 2 期保健事業実施計画及び、第 3 期特定健康診査等実施計画を見直しました。 皆さまからご意見いただきました内容を反映しまして、新しい計画の概要版をお手元にお配りしておりますので、また御覧ください。 それとあわせて、「マイナンバーカードを利用ください」というチラシも配付しております。また後ほどご説明いたしますのでお願いします。 それでは、開会にあたりまして、市民健康部長の北口よりご挨拶申し上げます。
部 長	（部長挨拶）
司 会	（委員の紹介）
事務局	（自己紹介）

司 会	ここで、会長選任の前に、保険年金課長の吉田より「国民健康保険運営協議会」について、説明いたします。
事務局	(国民健康保険運営協議会について説明)
司会	それでは、運営協議会の会長の選任に移ります。 国民健康保険法施行令第 5 条第 1 項により、会長は公益を代表する委員から選任し、加賀市国民健康保険運営協議会規則、第 2 条第 2 項により会長の選任は委員の互選ということになっております。 また、同規則同条第 5 項により会長代理も決めておく必要があります。よって、会長の選任のあと、会長の指名により会長代理を選任したいと思います。 会長の選任をお願いします。 (事務局一任)の声あり。
司会	事務局一任の意見がありましたので、谷本委員に会長をお願いしたいと思います が、皆様よろしいでしょうか。 (拍手で承認)
司会	ありがとうございます。谷本委員、会長承諾の件よろしくお願いします。 それでは、谷本会長には議長席に移動をしていただきます。 谷本会長、一言ご挨拶をお願いします。
会 長	(挨拶)
事務局	続いて、谷本会長に会長代理を指名していただきます。
会 長	それでは、西野委員に会長代理をお願いします。よろしくお願いします。
事務局	それでは、加賀市国民健康保険運営協議会規則、第 2 条第 5 項により、西野委員には会長代理をお願いします。 本会の終了時刻は 9 時頃を予定しております。円滑な議事の進行に何卒ご協力をお願いします。 それでは、以降の議事進行につきましては、会長をお願いします。
会 長	それでは先に、定足数の確認を行います。 加賀市国民健康保険運営協議会規則第 4 条第 2 項により、委員定数の過半数が出席しておりますので、この会議が成立していることを報告いたします。では、次第のとおり議事を進行してまいりますので、よろしくお願いします。

	議題 1「令和 5 年度国民健康保険特別会計決算見込みについて」事務局より説明をお願いします。
事務局	(配布資料に基づき説明)
会 長	議題 1 についてご意見・ご質問を受けます。何かありませんか。
	(質問なし)
会 長	質問が無いようですので、次にうつります。 議題 2「令和 6 年度以降の国民健康保険特別会計の見通しについて」、事務局より説明をお願いします。
事務局	(配布資料に基づき説明)
会長	議題 2 についてご意見・ご質問を受けます。何かありませんか。
	(質問なし)
会 長	質問が無いようですので、次にうつります。 次に、議題 3「令和 5 年度保健事業の実績及び令和 6 年度の主な取り組みについて」の事項について事務局より説明をお願いします。
事務局	(配布資料に基づき説明)
会 長	議題 3 についてご意見・ご質問を受けます。何かありませんか。
	(質問なし)
会 長	質問が無いようですので、次にうつります。 議題 4「その他について」の事項について事務局より説明をお願いします。
事務局	(配布資料に基づき説明)
会 長	議題 4 についてご意見・ご質問を受けます。何かありませんか。どうぞ。
小林委員	マイナンバーカードの有効期限が切れた場合、市役所はもちろんだと思いますが、かも丸ステーションでも更新の手続きはできるのですか。
会 長	事務局どうぞ。

事務局	マイナンバーカードと暗証番号があれば、かも丸ステーション・市役所の窓口課で手続きができます。
会 長	他に質問ございませんか。どうぞ。
西野委員	マイナンバーカードの暗証番号を忘れた場合は、再登録や再発行等なにかしてもらえるのでしょうか。
会 長	事務局どうぞ。
事務局	暗証番号を忘れた場合には、市役所の窓口課またはかも丸ステーションで、暗証番号の再設定が可能です。 また、顔認証のマイナンバーカードといって、暗証番号が不要になるマイナンバーカードというものも新たにできておりまして、そちらを選ばれた場合は、暗証番号は不要でカードリーダーに顔認証することによって利用が可能です。
西野委員	顔認証というのは、登録から何年経っても上手く認証されるのでしょうか。
事務局	小さなお子さんだと成長によってはというところですが、成人した方については余程なことがない限り、有効期間中は認証されるという見込みになっております。
西野委員	もう1つよろしいですか。ちょうど新しい保険証が届き、その保険証の有効期限が令和7年7月31日までになっていますが、期限まで使えるのでしょうか。
事務局	12月2日で現行の保険証はマイナンバーカードと一体化されまして、それ以降は新しい保険証の発行や、なくした場合の再発行はされなくなります。 今年の8月1日から使用する保険証は基本的に有効期限が来年の7月31日まで使えるものになっております。これは、経過措置の期間として、12月1日までに発行した保険証については有効期限内の間は使えます。ただし、12月2日以降に保険証をなくされた場合は再発行ができませんので、マイナ保険証を使っていただくか、資格確認書を使っていただきます。マイナンバーカードを保険証として利用登録されていない方は、保険証の代わりとなる資格確認書を交付します。
西野委員	加賀市以外の医療機関にかかる場合でも、今の保険証が使えるということで

事務局	すね。 そうですね。来年の 7 月 31 日までは、市内の医療機関に限らず、どこにいても使用できます。
会 長	他にございませんか。 ご質問もないようですので、本日の議題は全て終了しましたので、会をこのあたりで閉めたいと思います。進行にご協力をいただき、ありがとうございました。
司 会	谷本会長、議事進行どうもありがとうございました。 次回会合は、近くなりましたら、また書面でご案内いたしますので、お願いします。 これを持ちまして、令和 6 年度第 1 回加賀市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。 どうもありがとうございました。